

平成30年2月13日

消費者庁長官

岡村和美 殿

日本農学アカデミー会長 古在豊樹

遺伝子組換え食品表示改訂に関する新たな要望書

日本農学アカデミーは「農学徒の英知を結集し、農学の学術的ならびに社会的な役割と責務について産官学を横断した大所高所から分析、検討して、日本と世界の農学に関する学術体制や科学政策のあり方についての提言をまとめ、広く社会に公表する」ことを活動方針とする専門アカデミーです。遺伝子組換え作物については、食品衛生法や遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（通称「カルタヘナ法」）などに定められた手順で安全性が認められたものの活用は日本農業のイノベーションに大いに貢献すると同時に日本の食料の安定供給へも貢献するものとして、これまで具体的な事案に即し、研究推進に必要な提言を行うほか、公開シンポジウム等で最新の研究も含めた状況を分かりやすく紹介するとともに、その意義を消費者に提示してきました。

現在、消費者庁では遺伝子組換え食品表示の改訂の検討を行っていますが、報道によれば、組換えられたDNAやこれによって生じたタンパク質を科学的に検出できない食品にまで表示制度を拡げないこと、そして「遺伝子組換えではない」という表示に関して、消費者の誤認を避けるため、遺伝子組換え成分がゼロの食品に限定するということになる予定とのことですが、これ等は日本農学アカデミーが2017年9月20日に提出いたしました要望書（添付）の趣旨に合致するものです。

他方、現在は「遺伝子組換えでない」と任意表示されている5%未満の遺伝子組換えの混入があるものは、「遺伝子組換えでないものを分別」という任意表示に変更することが検討されていると報道されています。日本農学アカデミーは、この任意表示は、消費者にとっては意味が分かり難く、遺伝子組換え食品成分が入っているのかどうか不明瞭であり、問題の解決になっていないと考えます。

そこで前回の要望書に加えて、下記の提案をさせていただきます。

「遺伝子組換えでないものを分別」という表示ではなく、「遺伝子組換えでないものを分別（遺伝子組換えの混入は5%未満）」とする。

以上